

オール群馬アワード規約 (変更版 2015/07/19 時点)

- 1 発行者:JARL群馬県支部
- 2 発行開始:1974年5月16日
- 3 現在までの発行数:994枚 (2015/07/19 時点)
- 4 外国局及びSWLLにも発行する。
- 5 申請者の移動範囲制限:なし
- 6 サイズ:A4
- 7 ルール:
 - ◎全市町村賞=群馬県内全市町村で運用のQSLを得る.
 - ◎全市全郡賞=群馬県内全市全郡で運用のQSLを得る.
 - ◎88賞(変更後)=群馬県内8市8町村で運用のQSLを得る.
 - ◎73賞=群馬県内7市3郡で運用のQSLを得る.
- 8 補足事項:
 - ①全市町村賞に限りオール群馬コンテスト参加証4枚(連続でなくても可)で1市町村にのみ代用可能です。但し、代用した1市町村については、備考欄に「AGC参加証代用と記入」及びそのコピーを添付する。
 - ②各賞共通で「1DAY」「ALL YL」部門もあります。
 - ③ QSLの有効期限 なし。
 - ④ 特記事項については、バンド、モード、その他希望事項
 - ⑤市町村は、申請時点の現存です。

9 申請

JARLアワード申請書と同様形式

●国内のアマチュア局及びSWL

変更後 QSL所持の自己宣誓による申請書 +手数料(定額小為替または、口座振替)
(JARL会員2名証明不要)

※口座振替希望者は、申請先担当者へjh1qvwアットマークjarl.com問合せ願います。

※電子申請でも受付しますので、希望者は申請先担当者へjh1qvwアットマークjarl.com問合せ願います。

- ・ QSLカードについては、申請者本人の誓約(QSLカードリストに記載されたすべてのカードを所持していること)が明記されていること。
- ・ QSLカードは送らないこと。

JARL会員500円、非JARL会員1000円

●国外のアマチュア局及びSWL QSL所持の自己宣誓による申請書+8IRC

●B. M局(ブラインドハム)

手数料無料(その旨記載する。)

●高校生以下の局 手数料無料(その旨記載する。)

●申請先(問い合わせは担当者へjh1qvwアットマークjarl.comまたはSASEによる)

〒371-0811 群馬県前橋市朝倉町2-4-10

JH1QVW 齊木 和男

以上

#

西暦 年
月 日

アワード申請書

宛先 一般社団法人日本アマチュア無線連盟群馬県支部長

申請者 コールサイン (准員ナンバー)
(ローマ字)

氏名 (または社団名と代表者名)

印

住所 〒

連絡先電話

E-mail (問合せ用に記載願います)

私は、以下のアワードをJARL群馬県支部制定のアワード規約の規定に基づいて申請します。

1 申請するアワードの名称	ALL GUNMA AWARD	希望する特記事項	① ② ③
	申請クラス 全市町村賞 全市全郡賞 88賞 73賞 (いずれかに○印付ける)		
2 JARL会員・非会員の別	3同封	①申請手数料 500円会員 1000円非会員 <input type="checkbox"/> 定額小為替 <input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 切手 円分 00g以内 円	
<input type="checkbox"/> 会員 <input type="checkbox"/> 非会員		②QSLカードのリスト 1 枚	

私は、全ての交信を許可された範囲内で運用を行いました。

《QSLカードの誓約欄》 このアワード申請にかかるQSLカードリストに記載されているQSLカードを私(申請者)が所持しており、かつ、そのリストの内容がQSLカードの記載事項と相違ないことを誓約します。また、本申請にかかるこれらのQSLカードの提出を求められたときには、速やかに提出します。

誓約年月日	コールサイン	申請者氏名(署名)
西暦 年 月 日		

* 申請書送付先: 〒371-0811 群馬県前橋市朝倉町2-4-10 JH1QVW 斉木和男 オール群馬アワード担当 様

— — — 以下、アワードをお送りする際に使いますので、はっきり記入してください。 — — —

宛先	〒	様
----	---	---

賞状在中につき折り曲げ厳禁

ALL GUNMA AWARD

全市町村賞 全市全郡賞
88賞 73賞 (いずれかに○印付ける)

コールサイン (准員ナンバー)

QSLカードのリスト

市郡番号	コールサイン	交信年月日 YYMMDD	BAND	電波 形式	市郡町村名	備考	市郡番号	コールサイン	交信年月日 YYMMDD	BAND	電波 形式	市郡町村名	備考
16001A	消滅				吾妻郡東村		16008F	消滅				勢多郡新里村	
16001B					吾妻郡 草津町		16008G	消滅				勢多郡富士見村	
16001C					吾妻郡 高山村		16008H	消滅				勢多郡宮城村	
16001D	消滅				吾妻郡吾妻町		16008I	消滅				勢多郡 東村	
16001E	消滅				吾妻郡六合村		16009A	消滅				多野郡鬼石町	
16001F					吾妻郡 嬬恋村		16009B	消滅				多野郡 新町	
16001G					吾妻郡 長野原町		16009C	消滅				多野郡中里村	
16001H					吾妻郡 中之条町		16009D	消滅				多野郡万場町	
16001I					吾妻郡 東吾妻町		16009E	消滅				多野郡吉井町	
16002A	消滅				碓氷郡松井田町		16009F					多野郡 上野村	
16003A					邑楽郡 板倉町		16009G					多野郡 神流町	
16003B					邑楽郡 邑楽町		16010A					利根郡 片品村	
16003C					邑楽郡 大泉町		16010B					利根郡 川場村	
16003D					邑楽郡 明和村		16010C					利根郡 昭和村	
16003E					邑楽郡 千代田町		16010D	消滅				利根郡白沢村	
16004A					甘楽郡 甘楽町		16010E	消滅				利根郡月夜野町	
16004B					甘楽郡 下仁田町		16010F	消滅				利根郡利根村	
16004C					甘楽郡 南牧村		16010G	消滅				利根郡新治村	
16004D	消滅				甘楽郡妙義町		16010H	消滅				利根郡水上町	
16005A	消滅				北群馬郡伊香保町		16010I					利根郡 みなかみ町	
16005B	消滅				北群馬郡小野上村		16011A	消滅				新田郡笠懸町	
16005C	消滅				北群馬郡 子持村		16011B	消滅				新田郡数塚本町	
16005D					北群馬郡 吉岡町		16011C	消滅				新田郡尾島町	
16005E					北群馬郡 榛東村		16011D	消滅				新田郡新田町	
16006A	消滅				群馬郡倉淵村		16012A	消滅				山田郡大間々町	
16006B	消滅				群馬郡榛名町		1601					前橋市	
16006C	消滅				群馬郡箕郷町		1602					高崎市	
16006D	消滅				群馬郡群馬町		1603					桐生市	
16007A	消滅				佐波郡赤堀町		1604					伊勢崎市	
16007B	消滅				佐波郡 東村		1605					太田市	
16007C	消滅				佐波郡 境町		1606					沼田市	
16007D					佐波郡 玉村町		1607					館林市	
16008A	消滅				勢多郡赤城村		1608					渋川市	
16008B	消滅				勢多郡大胡町		1609					藤岡市	
16008C	消滅				勢多郡粕川村		1610					富岡市	
16008D	消滅				勢多郡北橋村		1611					安中市	
16008E	消滅				勢多郡黒保根村		1612					みどり市	

《QSLカードの誓約欄》 このアワード申請にかかるQSLカードリストに記載されているQSLカードを私（申請者）が所持しており、かつ、そのリストの内容がQSLカードの記載事項と相違ないことを誓約します。また、本申請にかかるこれらのQSLカードの提出を求められたときには、速やかに提出します。

_____年 _____月 _____日 _____コールサイン _____氏名 _____（自署）